

衆議院規則の一部を改正する規則案要綱

一 衆議院の国家基本政策委員会の廃止に関する規定の整理

衆議院の国家基本政策委員会の廃止に関し、必要な規定の整理を行うものとする。

(第 92 条第 13 号関係)

二 施行期日

この規則は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

(附則関係)